

# 商品概要説明書

多目的ローン（リフォーム型）

（令和2年4月1日現在）

商品名	多目的ローン（リフォーム型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 65 歳未満の方。<ul style="list-style-type: none"><li>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li></ul></li><li>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 （住宅関連設備の例）<ul style="list-style-type: none"><li>①門、塀、車庫、物置。</li><li>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</li><li>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</li><li>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</li><li>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</li><li>⑥太陽光発電システム。</li><li>⑦耐震改修工事費。</li><li>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</li><li>⑨外壁の塗装・屋根の塗装・葺き替え・雨樋の取替え。</li><li>⑩その他住宅本体以外のもの。</li></ul></li><li>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。</li></ul>
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○次のいずれかよりご選択いただけます。 <b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3 月 1 日、9 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日、10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li></ul>

	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、9月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日、10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（徳島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>保証料率:0.4%</p> <p>詳しくは当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の事務手数料（消費税等含む）が必要です。詳しくは当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合等は所定の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。詳しくは当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAにお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）※1</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）※1</p> <p>民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）※2</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士</p>

	<p>会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。※3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p> <p>※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合      ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合      ※3東京三弁護士会を選定した場合</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

## JAバンク徳島

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。